

○広島大学理学部後援会奨励賞制度要項

(令和 2 年 11 月 7 日 学部長決裁)

改正 令和 5 年 11 月 4 日 一部改正 令和 6 年 11 月 2 日 一部改正

広島大学理学部後援会奨励賞制度要項

(目的)

第 1 この要項は、広島大学理学部後援会（以下「後援会」という。）が実施する広島大学理学部後援会奨励賞制度（以下「本制度」という。）について、その適正な業務に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 後援会は、優秀な成績で理学の学問を修めている学生を表彰するため、理学部後援会奨励賞を授与し、さらに理学領域の学修・研究活動を奨励するために副賞を付与する。

(対象)

第 3 支給対象となる学生（以下「奨学生」という。）は、後援会入会者で 3 年生後期（3 年次での早期卒業含む。）までの各学科 G P A の上位から選出した計 20 名とする。

(資金)

第 4 奨学金は、理学部後援会費より支出する。

(選出方法)

第 5 20 名の選出方法は、3 年次生の各学科の後援会入会者数を基に 20 を按分し、各学科の配分数を毎年決定する。

(選考)

第 6 奨学生の選考は、理学部運営会議において選考する。なお、制度の目的に照らし、学修への姿勢や日常生活における素行も加味し、ふさわしくないと判断される場合は次点の者を繰り上げることとする。

(表彰状の授与)

第 7 第 2 に規定する表彰は、理学部長が表彰状を授与することにより行い、副賞として奨学金を贈呈する。

(支給額)

第 8 一人当たり 4 万円とする。

(支給回数)

第 9 奨学金の支給は、一人について 1 回のみとする。

(支給方法)

第 10 奨学金は、原則、表彰式の際に贈呈するものとする。ただし、早期卒業等により表彰式に出席できない者については、別途贈呈するものとする。

(奨学金の辞退)

第 11 奨学生は、事情により奨学金の辞退を申し出ようとする場合は、運営会議の議を経なければならない。辞退が認められた場合、補欠の選出は行わず、該当学生に支給する予定であった奨学金は、後援会に返納することとする。

(要項の変更)

第 12 この要項を変更する時は、運営会議及び後援会総会の承認を得なければならない。

(事務)

第 13 奨学金の支給に関する事務は、理学系支援室で行う。

(要項の解釈等)

第 14 この要項の解釈又は運用において疑義が生じた場合は、運営会議の議を経て、学部長が決定するものとする。

附 則

1. この要項は、令和2年11月7日から施行する。
2. 第 3 については、初年度に限り暫定措置として、後援会未入会者を含む全 4 年生のうち各学科 G P A の上位 20 名の者も対象とする。

ただし、後援会未入会者が対象となったことにより、本来対象であった者が対象から外れた場合は、権利のある後援会入会者までを対象に奨学金を給付する。

なお、後援会未入会者が対象となった場合は、後援会への入会を前提として奨学金を給付するものとする。

附 則（令和 5 年 11 月 4 日一部改正）

1. この要項は、令和5年11月4日から施行する。

附 則（令和 6 年 11 月 2 日一部改正）

1. この要項は、令和6年11月2日から施行する。